

農地の集約化と有効利用に向けた取組の状況

令和8年1月26日
農林水産省

1. 我が国の担い手・農地の状況

1 - 1 担い手の状況

- すう勢ベースでは、農業経営体は大きく減少する見込み。経営体の種別では、準主業+副業、主業（個人）の順に減少する一方で、法人等団体は増加。
- 経営耕地面積に着目すると、これまで、10ha未満層が減少している一方で、10ha以上層は大きく増加。離農した経営体の農地を引き受けことによって経営体の大規模化が進展している。

○ 農業経営体の構成の見通し (2020年→2030年)

	2020年	2025年	2030年 (すう勢)
総経営体数	108万	83万	54万
うち			
法人等団体	4万	4万	5万
主業経営体	23万	19万	11万
準主業・副業的経営体	81万	60万	38万

経営規模の拡大がない場合、2020年と比べて
約3割の農地が利用されなくなるおそれ
(主な耕種農業での試算)

主業経営体：農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体

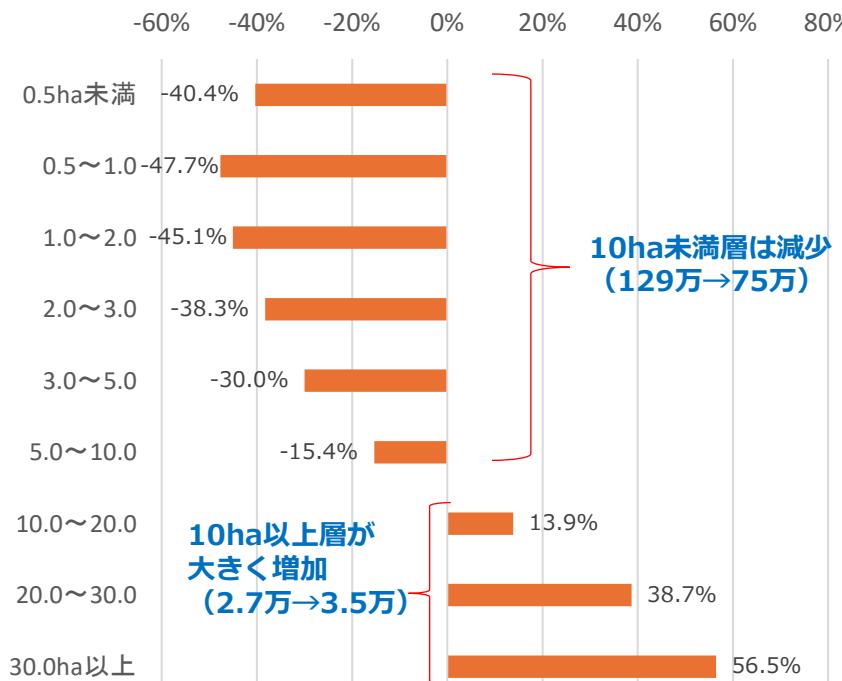
準主業経営体：農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体

副業的経営体：調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がない個人経営体

出典：農林水産省「農林業センサス」及び各種面積統計を基にした農林水産省試算

注：2025年の数値は、概数値を使用。

○ 経営耕地面積別の経営体数の変化率（都府県） (2015年→2025年)



担い手の規模拡大によって
離農した経営体の農地を引受け

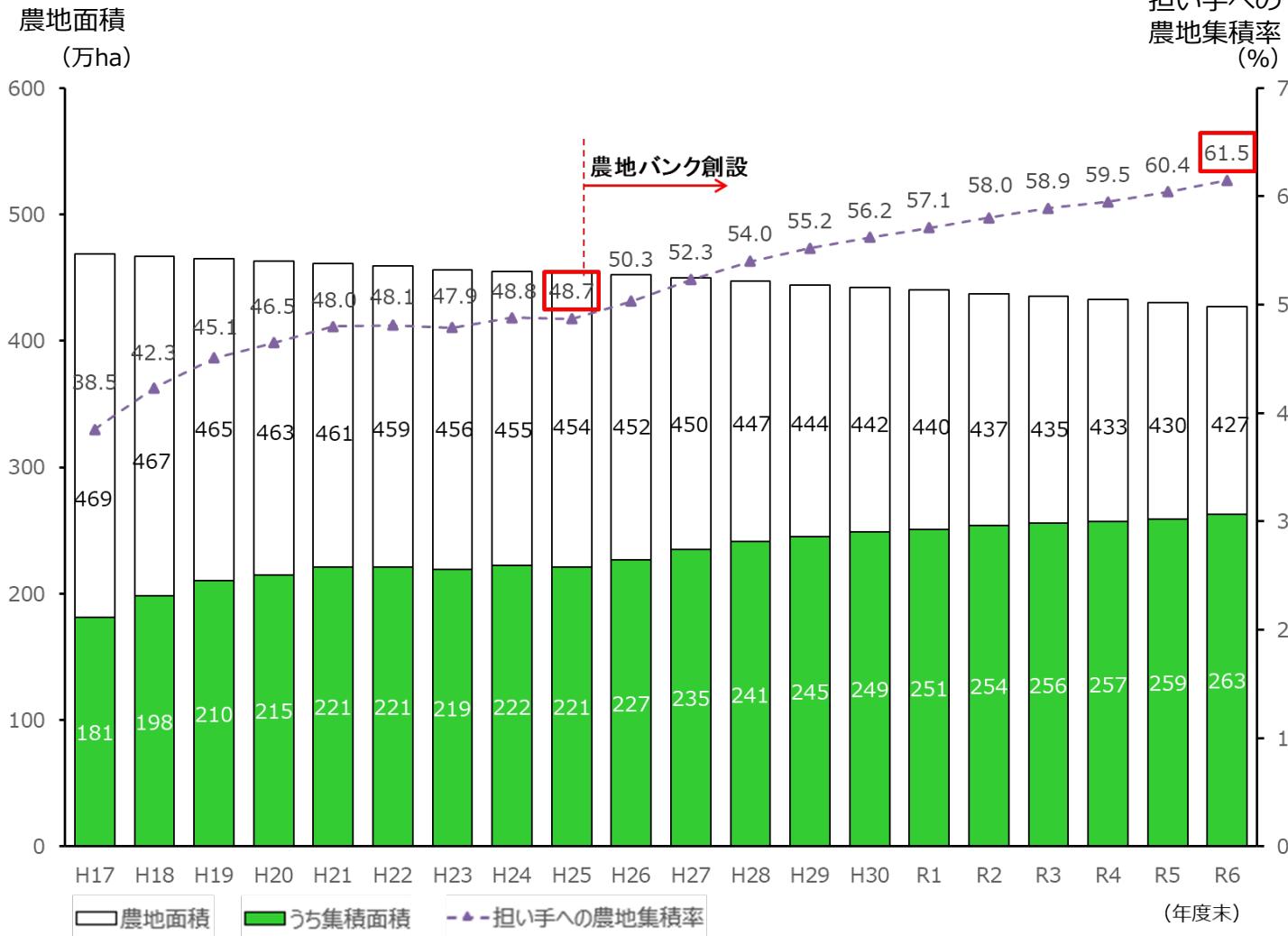
出典：農林水産省「農林業センサス」をもとに農林水産省にて集計

注：2025年の数値は、概数値を使用。

1 – 2 農地の状況

- これまで、担い手への農地の集積を推進してきた結果、農地集積率は6割まで進展。今後、農業者が急速に減少する中で、農地の効率的な利用を確保し、生産性の向上を図るために、農地の集積にとどまらず、農地の集約化が必要。

○ 担い手への農地集積の推移



○ 農地の集約化による生産性向上の例



✓ 農地を集約化し、生産性を向上

(参考) 都道府県別の担い手への農地集積率

(%)

(%)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
北海道	87.6	88.5	90.2	90.6	91.0	91.5	91.4	91.4	91.6	91.8	92.5	滋賀	47.2	52.3	56.0	58.1	59.7	62.1	63.2	64.9	65.8	67.8	69.1
青森	48.0	50.2	51.4	53.6	55.1	56.5	57.6	58.2	58.1	58.5	60.0	京都	16.7	17.8	19.6	21.1	21.8	22.3	23.5	24.4	25.3	26.6	28.5
岩手	47.9	49.4	50.6	51.9	53.0	53.4	53.7	54.5	54.9	55.3	56.0	大阪	8.8	9.1	10.5	10.6	10.9	11.4	11.7	12.2	12.7	13.3	14.6
宮城	48.8	51.6	54.5	57.8	58.9	59.2	60.1	61.8	62.4	63.9	65.5	兵庫	19.5	22.0	22.4	23.1	23.4	24.0	24.5	24.8	25.9	26.6	28.0
秋田	60.6	64.6	66.2	67.8	68.7	69.3	70.0	70.6	71.3	71.2	71.6	奈良	13.0	14.0	15.5	16.2	16.6	17.5	18.5	19.5	20.4	21.4	24.0
山形	53.6	60.2	63.1	64.8	66.0	66.4	67.5	69.0	70.0	71.1	71.9	和歌山	23.6	24.3	25.1	26.2	26.7	28.1	29.0	30.2	30.7	32.1	34.1
福島	26.9	30.2	32.5	33.6	34.6	36.1	37.5	39.5	40.6	41.7	44.5	鳥取	21.8	24.5	27.1	29.3	30.4	30.9	32.0	32.4	33.4	35.3	36.5
茨城	24.5	26.6	29.3	32.8	34.2	35.4	37.1	37.8	39.9	41.3	42.3	島根	27.6	30.3	31.3	32.3	33.3	34.2	35.3	36.0	37.3	37.8	39.0
栃木	43.3	47.4	49.2	50.7	52.3	52.7	52.1	52.7	53.1	54.5	56.8	岡山	19.8	20.7	21.6	23.9	25.0	25.2	25.3	26.4	26.6	27.5	29.2
群馬	30.2	31.1	32.0	34.8	37.2	38.8	40.3	41.6	42.4	43.8	44.1	広島	19.2	20.9	22.1	23.2	23.9	24.3	25.1	25.4	26.2	27.0	28.0
埼玉	24.2	24.8	25.6	27.5	29.3	30.1	32.0	33.3	32.8	33.8	35.1	山口	24.6	26.6	27.5	28.3	28.8	30.3	31.5	32.1	33.1	33.6	34.4
千葉	19.9	20.6	21.3	23.0	23.9	25.2	26.9	28.2	29.2	30.5	31.7	徳島	22.3	22.8	24.8	25.6	26.5	25.3	27.1	27.8	28.7	29.0	28.7
東京	21.2	21.1	22.2	23.2	23.8	24.3	24.5	24.8	26.0	26.1	26.7	香川	29.1	30.5	26.5	27.8	28.5	28.1	29.3	30.8	31.9	33.1	33.9
神奈川	19.5	17.7	18.5	19.3	19.5	20.0	20.7	21.2	21.5	22.2	23.0	愛媛	25.8	27.4	28.4	29.8	30.8	31.8	33.6	34.2	35.9	37.4	39.8
山梨	17.1	19.9	21.1	22.2	23.2	24.2	26.0	28.0	28.6	28.8	30.3	高知	21.0	21.4	26.0	31.4	32.4	32.1	33.5	33.9	35.6	35.7	36.4
長野	32.0	34.0	35.6	36.5	37.3	37.6	38.9	39.5	39.7	40.7	42.3	福岡	44.6	46.7	49.7	51.7	53.4	54.2	54.6	55.2	55.9	56.7	57.0
静岡	39.4	40.3	42.3	42.9	37.4	38.9	42.2	44.8	44.6	45.4	46.7	佐賀	69.1	68.8	68.6	69.4	71.3	71.5	70.8	71.0	70.1	70.9	71.4
新潟	54.0	58.2	60.0	61.5	62.8	63.9	64.8	65.9	66.4	67.2	68.3	長崎	37.4	39.6	40.3	41.2	41.7	42.5	43.6	45.3	45.0	45.8	47.1
富山	53.5	56.0	57.6	60.0	63.3	65.0	66.5	67.8	68.8	69.1	71.0	熊本	44.5	45.2	45.2	47.0	48.2	47.6	49.8	50.7	52.0	54.3	54.0
石川	45.7	51.3	55.8	58.3	59.9	61.2	62.4	63.7	64.2	64.2	65.8	大分	33.8	36.2	38.2	40.1	41.3	42.6	43.4	43.9	45.2	45.8	47.5
福井	53.8	57.5	60.8	63.8	65.7	66.7	67.6	68.4	69.7	70.0	70.3	宮崎	45.8	45.6	46.2	47.1	48.7	50.8	53.6	55.4	57.0	57.6	58.6
岐阜	30.7	31.5	32.7	34.6	36.2	37.0	37.8	39.3	40.1	41.2	43.4	鹿児島	39.4	42.0	42.8	41.6	42.4	42.5	43.6	45.7	45.5	47.1	47.9
愛知	31.7	33.9	34.1	35.3	36.9	37.6	40.0	41.0	42.1	42.6	44.0	沖縄	30.1	29.8	34.5	20.2	19.9	21.9	24.7	25.1	25.8	26.0	29.5
三重	30.1	33.5	33.6	35.5	37.9	38.9	41.6	43.8	44.8	46.0	47.7	全国	50.3	52.3	54.0	55.2	56.2	57.1	58.0	58.9	59.5	60.4	61.5

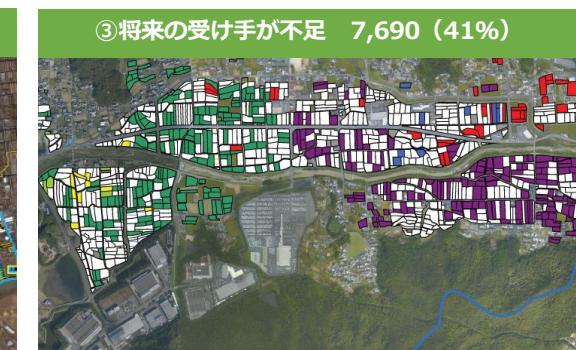
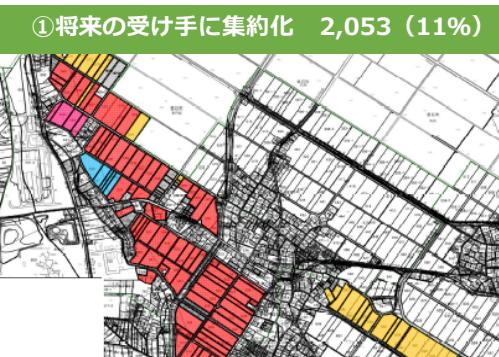
2. 地域計画

2-1 地域計画の策定状況

- 令和5年の改正農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村は、農業者・農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の関係者による話し合いを踏まえ、**令和7年3月末までに地域計画を策定**。
- 令和7年4月末時点の地域計画の策定数は、全国1,615市町村、18,894地区。地域計画区域内の農用地等面積は422万haと**農地のほとんどをカバー**。
- しかし、このうち**将来の受け手が位置付けられていない農地面積は134万haと約3割**にのぼるほか、目標地図を類型別に分類すると、「**将来の受け手に集約化**」することが明確化されているものは、策定数の**約1割**にとどまっている。

項目	令和7年4月末時点 (確定値)
策定市町村数	1,615市町村
策定された地域計画数	18,894地区 (策定予定数：2.0万地区)
地域計画区域内の農用地等面積※	422万ha
うち　目標地図に位置付けられた農業者の10年後の経営面積	288万ha
うち　将来の受け手が位置付けられていない農地面積	134万ha (31.7%)

【目標地図の分類結果】



※ その他、①～③のいずれにも分類されないものが615 (3%)

※ 地域計画が定められた区域における農用地等の面積。
農地のほか、畜舎・共同利用施設などの農業用施設面積が含まれる。

(参考) 地域計画の策定状況 ー都道府県別ー

都道府県	策定市町村数	策定された地域計画数	地域計画区域内の農用地等面積(千ha)	うち受け手不在の農地	
				農地面積(千ha)	割合
合計	1,615	18,894	4,222	1,339	31.7%
北海道	172	489	1,200	112	9.4%
青森県	40	209	151	49	32.2%
岩手県	33	410	155	66	42.9%
宮城県	33	196	119	32	27.2%
秋田県	25	323	148	47	32.0%
山形県	35	368	123	37	30.0%
福島県	57	1,007	147	71	48.3%
茨城県	44	372	148	76	50.9%
栃木県	25	492	125	51	40.9%
群馬県	35	260	63	39	62.0%
埼玉県	61	394	62	35	56.8%
千葉県	48	529	96	54	56.1%
東京都	14	22	2	2	89.3%
神奈川県	29	100	10	5	47.7%
山梨県	27	195	16	4	23.5%
長野県	77	444	97	34	34.7%
静岡県	34	242	59	35	59.0%
新潟県	29	226	169	31	18.4%
富山県	15	233	64	21	32.4%
石川県	19	656	38	10	26.9%
福井県	17	883	37	7	19.7%
岐阜県	41	261	46	21	45.4%
愛知県	50	311	58	23	40.1%

都道府県	策定市町村数	策定された地域計画数	地域計画区域内の農用地等面積(千ha)	うち受け手不在の農地	
				農地面積(千ha)	割合
三重県	28	461	32	14	44.0%
滋賀県	19	1,161	42	5	11.9%
京都府	25	242	24	3	10.8%
大阪府	35	330	9	8	80.2%
兵庫県	37	1,756	47	12	24.7%
奈良県	28	289	8	3	40.4%
和歌山県	28	128	34	21	61.5%
鳥取県	19	223	33	18	54.5%
島根県	17	339	33	12	37.1%
岡山県	27	267	65	41	63.4%
広島県	20	199	63	42	66.7%
山口県	18	285	36	17	47.1%
徳島県	24	116	29	22	73.5%
香川県	16	188	39	28	71.9%
愛媛県	20	346	45	25	56.1%
高知県	34	253	32	20	62.6%
福岡県	52	425	67	22	32.2%
佐賀県	20	343	52	14	27.7%
長崎県	21	416	41	8	19.4%
熊本県	45	420	111	34	31.0%
大分県	17	473	52	27	51.9%
宮崎県	26	791	54	13	23.6%
鹿児島県	43	660	96	35	36.3%
沖縄県	36	161	42	32	76.7%

※ 令和7年4月末時点。なお、四捨五入の関係により数値の合計が合わない場合がある。

2-2 地域計画のブラッシュアップの必要性

- 類型① 「将来の受け手に集約化」は1割にとどまり、残りの9割については、ブラッシュアップが必要
- 地域計画は一度作って終わりではなく、継続的に見直すもの

地域計画のブラッシュアップを全国的に展開する必要



- 地域計画の実現に向けた取組
〔農地バンクを通じた農地の権利設定〕
- 地域の実情に応じて、必要な見直し

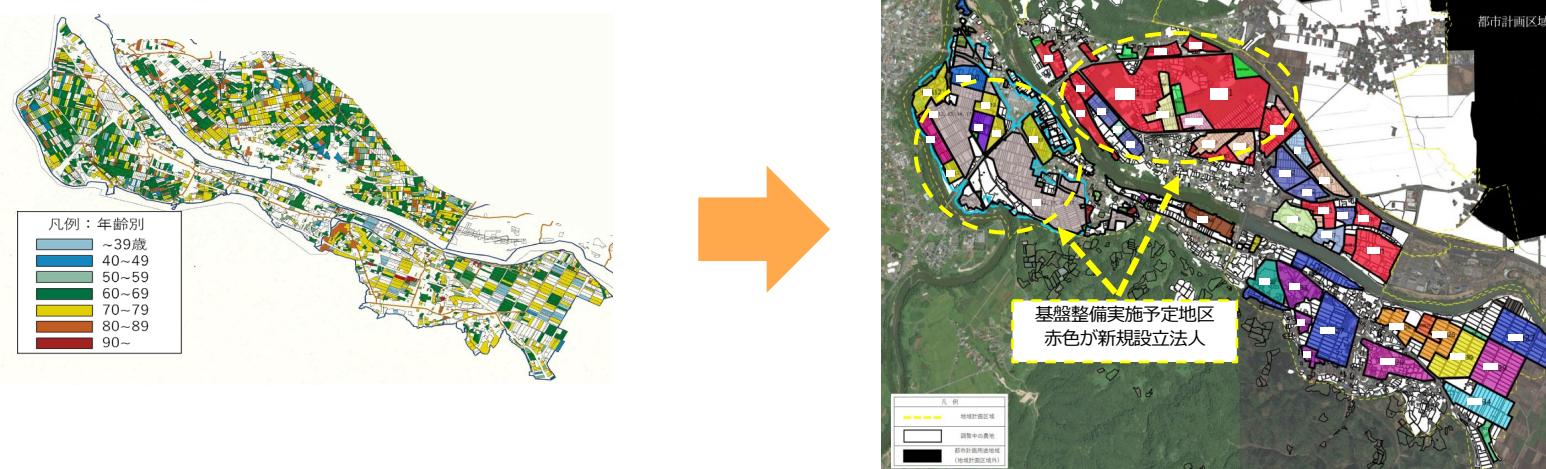


- 地域計画のブラッシュアップ
〔担い手への農地の集約
受け手不在農地の解消 ⇔ 担い手の育成・確保〕
- 地域計画の実現に向けた取組
〔農地バンクを通じた農地の権利設定〕

(参考) 地域計画の話し合い等をきっかけに農地の集約化が進んだ事例①

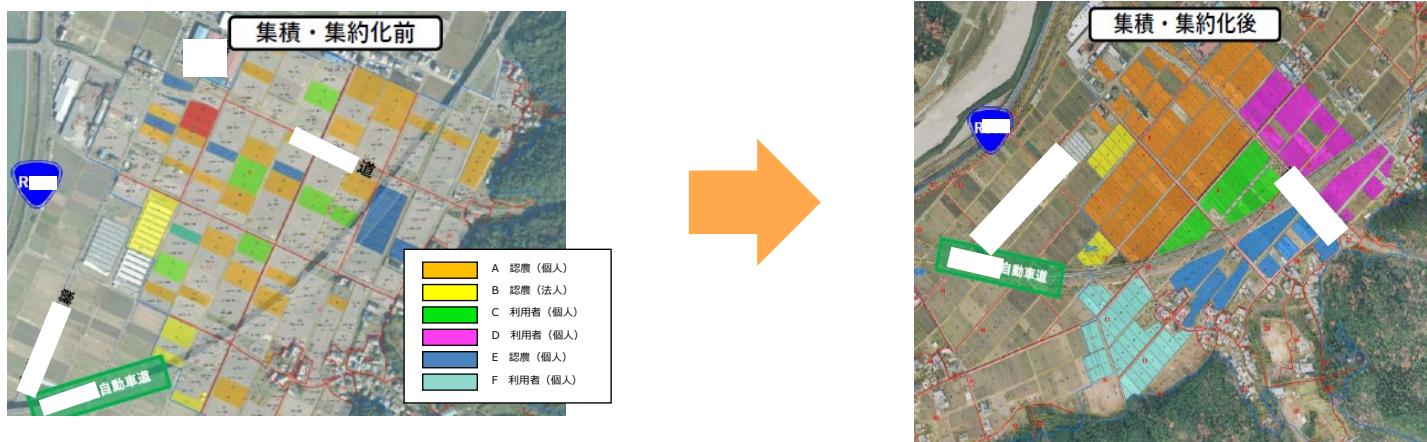
○ 世代を越えて話し合い、地域が一体化し、集約化が進展

- 協議において、若手世代の意見を積極的に取り入れた結果、新たな法人設立や、基盤整備を契機とした園地拡大により、集積・集約化が進展。



○ 農地バンクの活用や機械導入により集約化

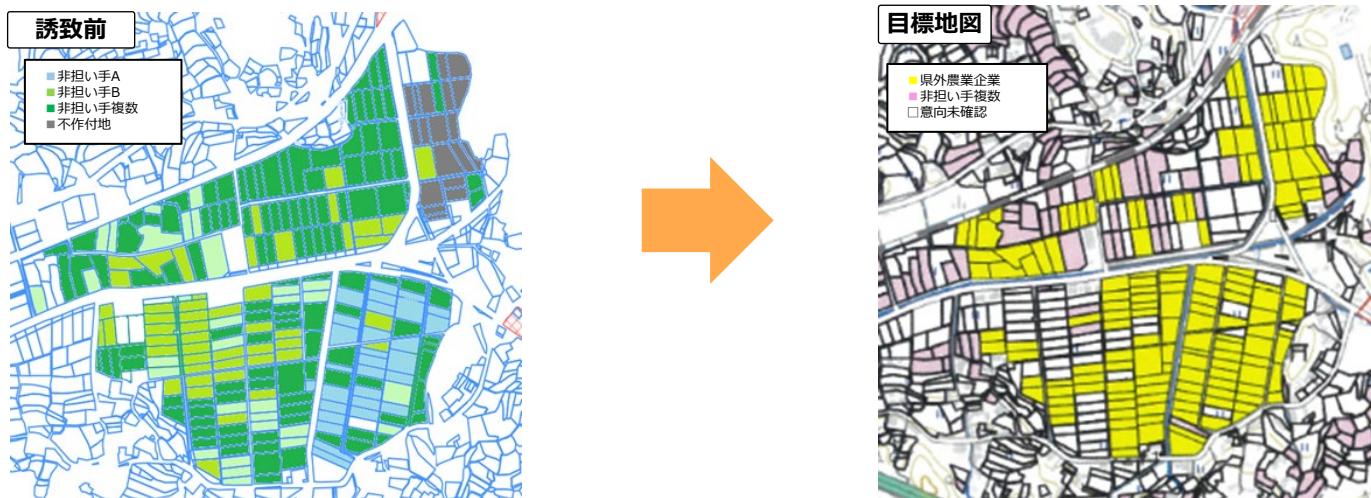
- 農地バンクを活用し、耕作者のリタイアに併せて段階的に農地の集積・集約化を進め、生産性向上に寄与。



(参考) 地域計画の話し合い等をきっかけに農地の集約化が進んだ事例②

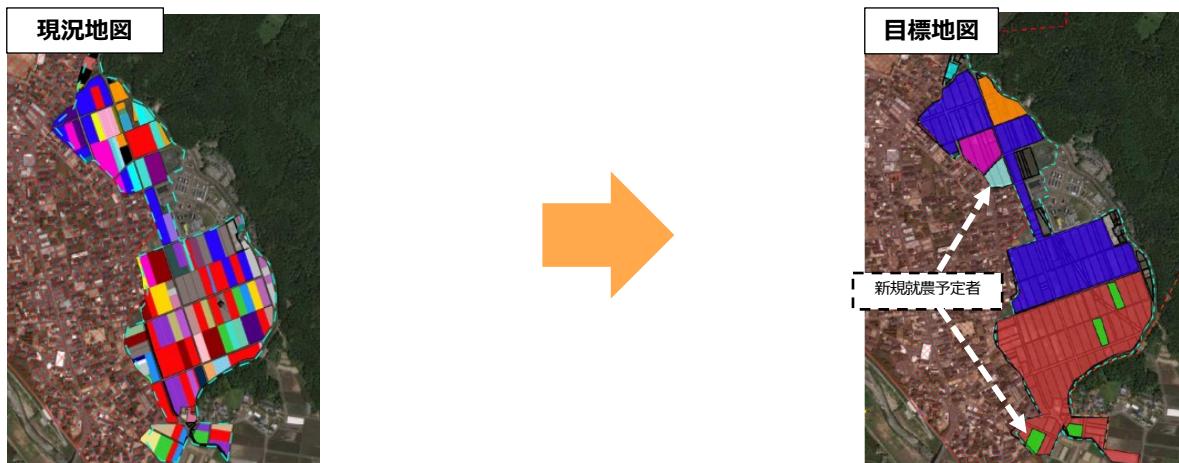
○ 県外の農業法人の誘致による集約化

- ・ 県セミナーを通じて関心を示した農業法人の受入れに向け地域で丁寧に調整を行った結果、参入につながり、農地の集約化が進展。



○ 新規就農者も位置付け地域の農地を集約化

- ・ 地区代表が旗振り役となって取り組んでいる基盤整備事業を契機に、新規就農を検討している後継者も含めて地域計画に位置付けたことで、地区の若返り・農地の集約化が進展。



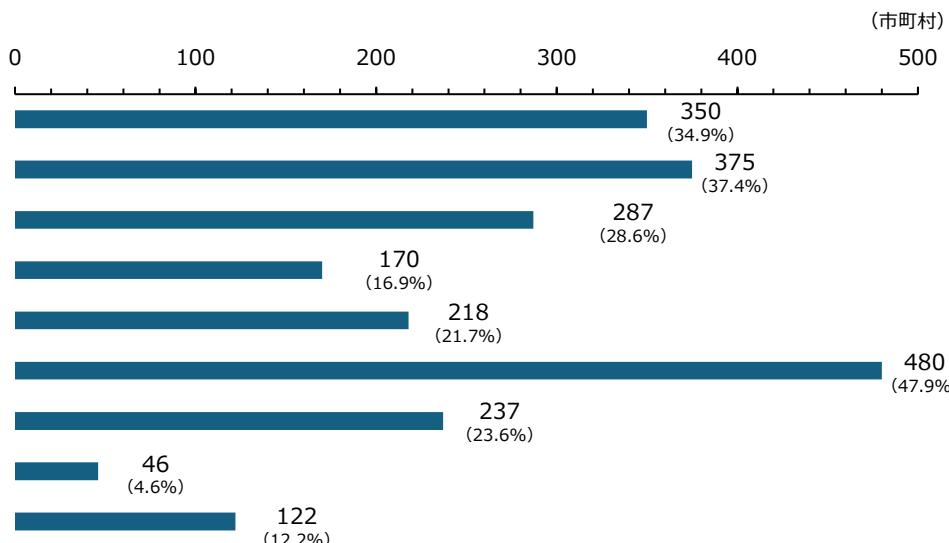
3. 地域計画に基づく農地集約に向けた取組

3-1 農地集約における課題と現状の支援

- 現場からは、農地の集約化が進まない理由として、**条件不利農地のため耕作者が引き受けられない**などの声が存在。
- 農地の**基盤整備**の推進に加え、**地域全体で取り組む集約化への支援**が重要。

○ 農地の集約化が進まない理由

- 所有者が耕作者を指定するなど消極的
- 農地の条件が悪く、耕作者が引き受けない**
- 耕作者が多く、調整できない
- 賃料が統一されていない
- 所有者・共有者不明
- 基盤整備未了（営農条件不良）**
- 所有者が地域外に居住
- 老木や廃ハウスが放置
- その他



出典：地域計画策定市町村の取組状況調査（令和7年5月）

○ 地域全体で取り組む集約化への支援

◆ 農地集約化促進事業（令和7年度補正予算）

【地域集約化実現タイプ】

農地の集約化を目指す目標地図が作成された地域において、目標地図に基づく集約化を実現するため、まとまった農地を農地バンクに貸し付ける場合に、地域に支援金を交付。

【集約化加速タイプ】

農地バンクから転貸された団地面積に応じて地域に支援金を交付。更に誘致団地の創出に取り組む地域に支援金を加算。

◆ 地域の話し合いの結果による使途（例）

- 受け手の農業機械・施設の導入費用
- 基盤整備の地元負担・土地改良区の賦課金
- 鳥獣害対策費用
- 地域の集落活動費用

(参考) 農地の集約化の定量的な評価について

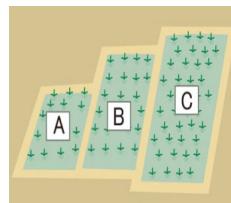
- 農地の集約化に向けた取組の成果を把握する観点から、**集約化の進捗を定量的に評価することは有効**であり、評価手法を検討。
- その際、農地の集約化が**生産性の向上に寄与する程度や、目指すべき集約化の水準**などは、**生産品目、経営規模、地理条件等**によって**様々**であることから、農地の集約化の分析・評価手法は、**地域の営農や土地条件の実態を踏まえたもの**とすることが重要。

○ 農地の集約化とは

農地が分散しておらず、まとまっており、農作業が効率的にできる状態にすること。

【「集約化された農地」のイメージ】

①



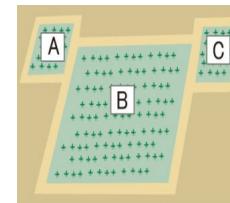
畦畔で接続する農地

②



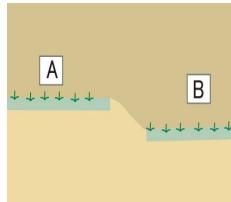
農道又は水路等を挟んで接続する農地

③



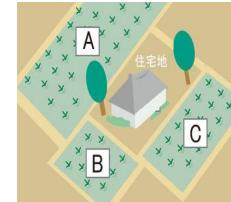
各々一隅で接続する農地

④



段状に接続する農地

⑤



借受希望者(耕作者)の宅地に接続している農地

○ 生産品目と必要な農地の集約化との関係

水稻、麦など

機械化により省力化し大面積で栽培を行うため、生産性を高めるために**一団にまとめるべき農地の面積は比較的大きい**。



果樹、施設園芸など

一定の農地に労働や資本を集中させて高収益な作物の栽培を行うため、生産性を高めるために**一団にまとめるべき農地の面積は比較的小さい**。



○ 定量的な評価の前提となるデータ整備

- ・ 集約化の評価には、農地台帳の農地及び耕作者の情報をデジタル化して活用する必要。
- ・ 農地台帳システムにおける情報の最新化が十分にされておらず、農業委員会による情報の更新を進める必要。
(現状、農地台帳の最新化率は6割弱)

農地台帳の最新化に係る国の支援

・ 機構集積支援事業

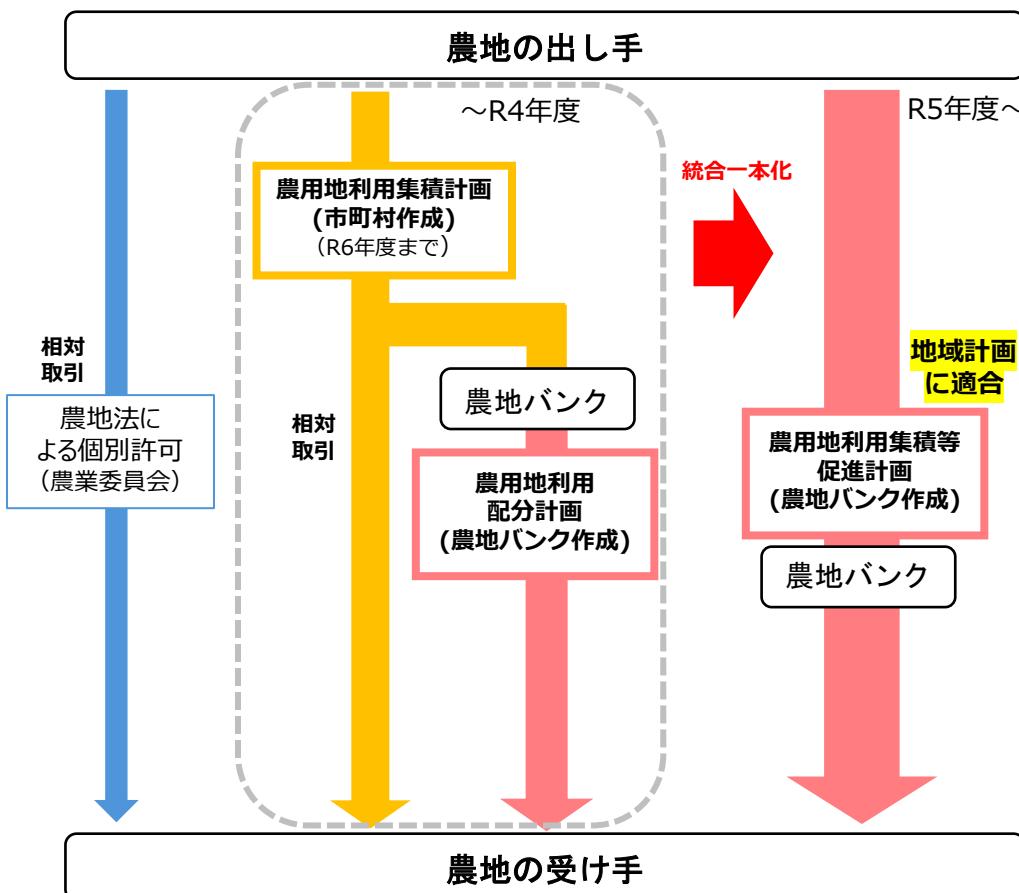
農業委員会による農地台帳の最新化の取組等を支援
(補助率: 定額補助10/10)

3-2 農地集約における農地バンクの役割

- 農地の集約化に向けては、地域計画で目標を共有し、地域でまとめて、まずは農地バンクに貸し出すことが重要。
- その前提として、市町村や農業委員会の現場活動と農地バンクの権利設定機能を結びつけ、これを実現するための地域の体制づくりが重要。

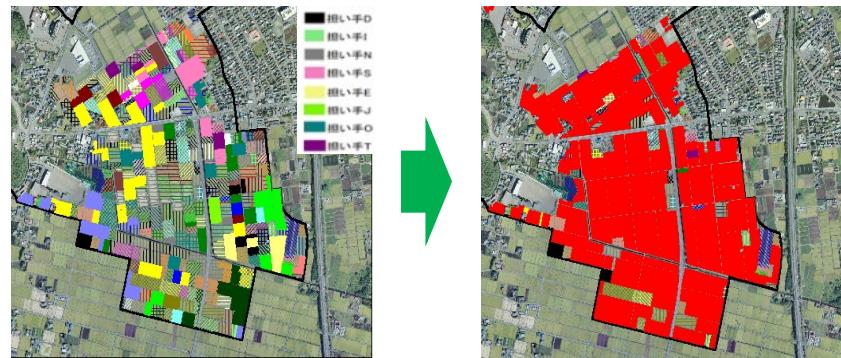
○ 農地バンク計画への手続一本化

- 農地バンクを通じた農地の集約を進めるため、令和5年施行の改正農業経営基盤強化促進法により、市町村の農用地利用集積計画を廃止。農地の権利設定等については、農地法による個別許可の場合を除き、農地バンク計画に手続を一本化。



○ 農地バンクの機能を上手く活用した事例

- 農地バンクが地域の合意をもとに、地域で一般社団法人を立ち上げて、地域内の農地をまるごと借り受けて集約化



○ 農地バンクと関係機関との役割分担

(主な事例)

条件調整	農地バンク計画案の作成	農地バンク計画の認可	賃料の徴収・支払	債権管理・紛争処理
市町村農業委員会	市町村農業委員会	都道府県(移譲)市町村	農地バンク	農地バンク

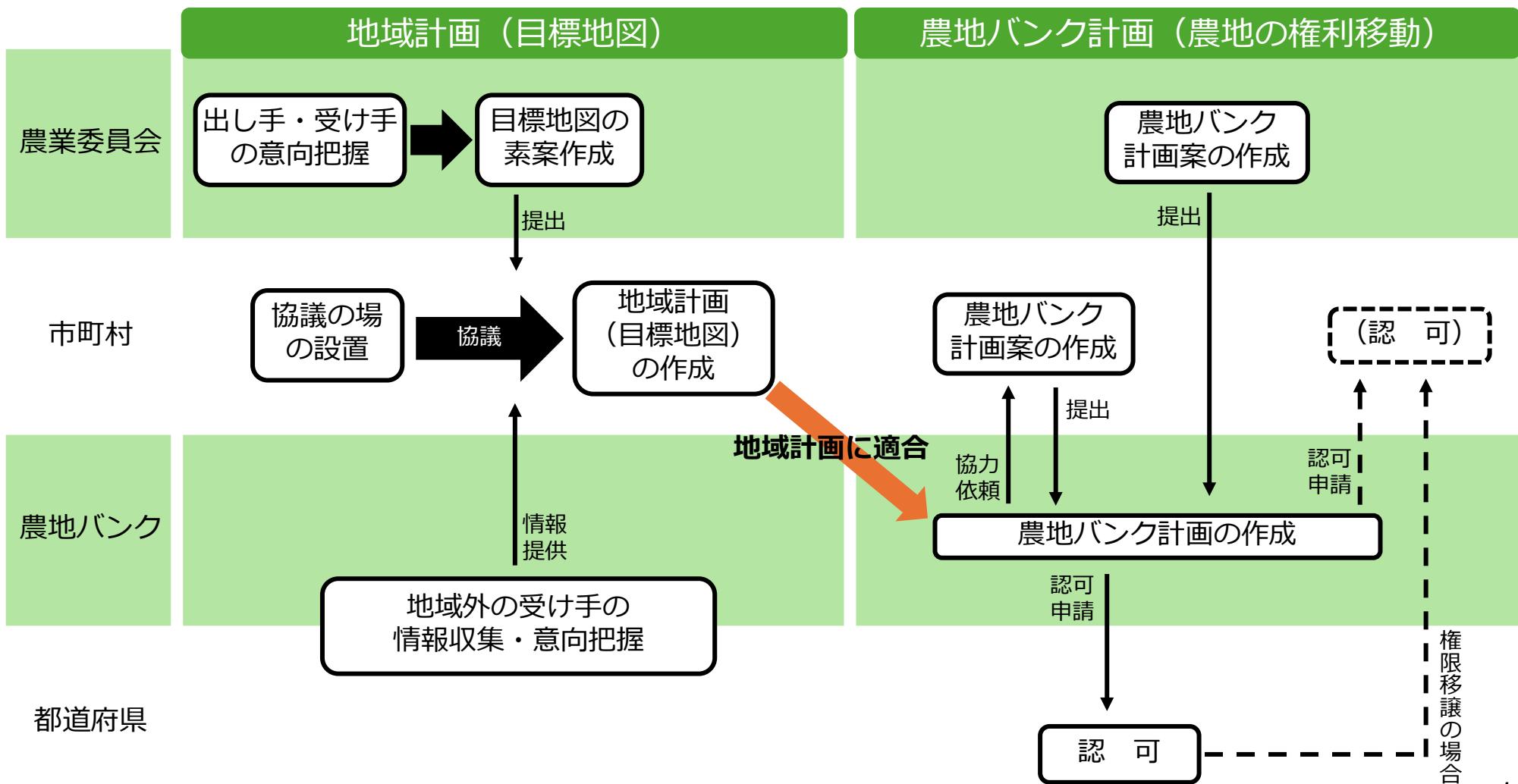
○ 農地バンク計画の認可権限の移譲

- 都道府県知事の認可権限を条例で市町村長に移譲可能
- 約3割の自治体で移譲済 (R7.4.1)



(参考) 地域計画と市町村、農業委員会、農地バンクとの関係

- 市町村は、地域計画を定め、将来の農地利用の目標地図を作成。農地バンクは、地域計画に基づき、農用地利用集積等促進計画（農地バンク計画）を作成し、農地の権利を設定。
 - 地域計画の策定に当たり、農業委員会は地域の農地の出し手・受け手の意向把握をした上で、目標地図の素案を作成。
 - 市町村等は、農地バンクの求めに応じ、農地バンク計画の案を作成（このほか、農業委員会も農地バンク計画の案を作成）。

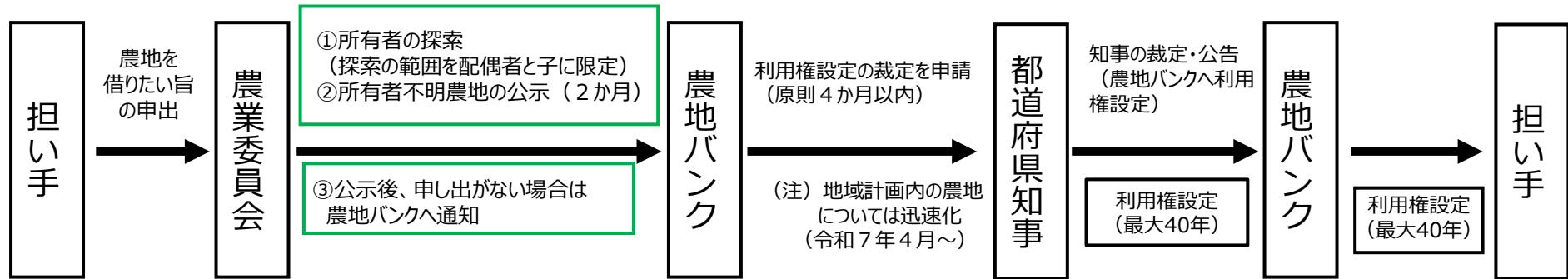


4. 所有者不明農地の解消に向けた取組

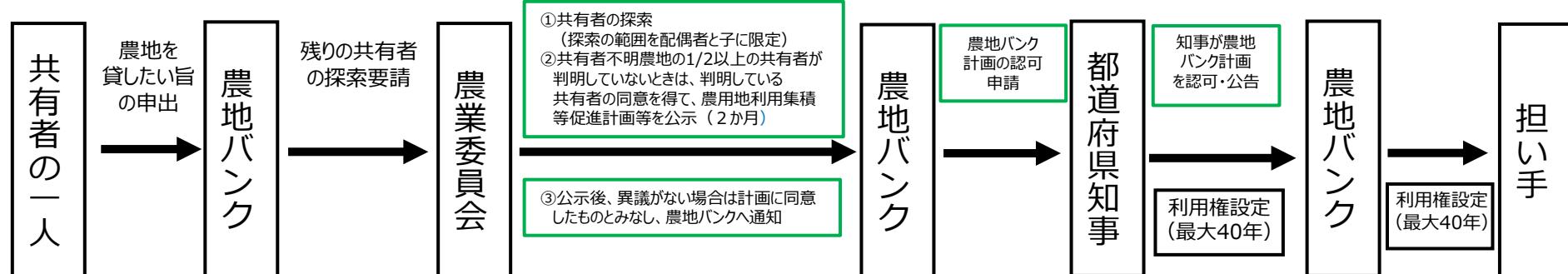
4 – 1 所有者不明農地制度の概要

- 所有者不明農地の利活用を促進するため、農業委員会の探索・公示手続を経てなお所有者や共有者が不明である農地に利用権を設定し、農地バンクを経由して扱い手に貸し付ける仕組みを創設。
- 平成30年から、不明所有者の探索の範囲を登記名義人の配偶者と子に限定
- 令和5年から、農業委員会による不明所有者の探索後の公示期間を6か月から2か月に短縮

■ 所有者が一人も判明していないとき → 農地法



■ 共有者の一人以上が判明しているとき → 農地バンク法



4 – 2 所有者不明農地制度の活用について

- 所有者不明農地制度を活用した農地の貸付実績は、これまでに471件、220ha (H30年11月～R 6年3月)
- **十分な取組ができない市町村については、都道府県レベルで広域的にサポートすることが必要**であることから、都道府県農業会議が専門職員を設置し、農業委員会による所有者不明農地制度の運用をサポートする取組を支援。

■所有者不明農地制度による農地バンクへの貸付実績

	件数	面積 (ha)
制度活用による農地バンクへの貸付実績	471	220

出典：農林水産省農地政策課調べ（令和6年3月31日時点）

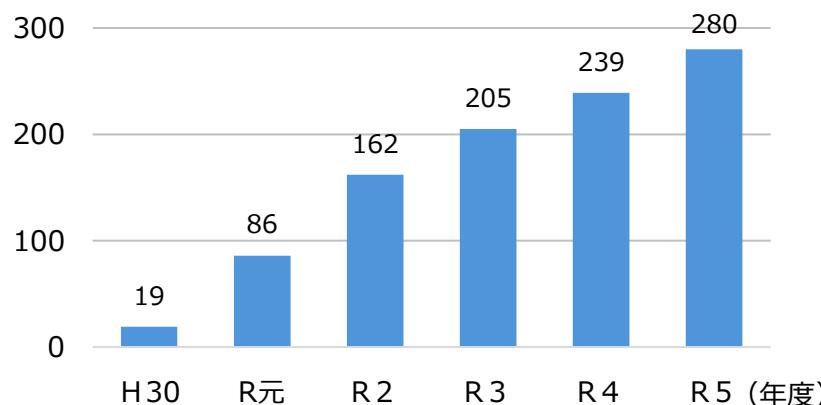
■所有者不明農地制度の活用促進

- **所有者不明農地対策事業**（令和7年度当初予算～）
都道府県農業会議が、農業委員会による所有者不明農地解消の取組を支援（補助率：定額補助10/10）

【事業内容】

- ① 都道府県農業会議に**専門職員を設置**
- ② 所有者不明農地の解消の取組（所有者や相続人の探索、所有者不明農地制度の活用等）を実施する**モデル地域を指定**し、所有者不明農地の解消に向けた**ロードマップを提示**
- ③ 農業委員会は、都道府県、農地バンク、司法書士等の**関係機関と連携**し、②のロードマップに基づき所有者不明農地の解消の取組を実施
- ④ 所有者不明農地の解消の**取組事例集**の作成、情報発信

所有者不明農地制度を活用した市町村数（累計）



出典：農林水産省農地政策課調べ（令和6年3月31日時点）

(参考)土地改良事業における所有者不明土地管理制度等の活用

- 土地改良法（昭和24年法律第195号）は、土地改良事業の原則や手続等を定めた法律。
- 土地改良事業は、原則として受益農業者からの申請と3分の2以上の同意に基づいて国、都道府県等が実施。
- 土地改良事業は、農地整備、農業水利及び農地防災に大きく分類。特に、受益者の財産である農地を直接整備する農地整備事業においては、所有者不明土地が存在する場合、所有者不明土地管理制度等を活用し、その解消を図ることで事業実施が可能。

〈土地改良事業の概要〉

農地整備事業

農地の大区画化や汎用化・畑地化、畑地かんがい施設の整備



大区画の水田 汎用化水田（大豆の作付） 畑地かんがい施設（スプリンクラーかんがい）

農業水利事業

農業水利施設（ダム、頭首工、水路等）の整備



農業用ダム 頭首工 農業用用水路

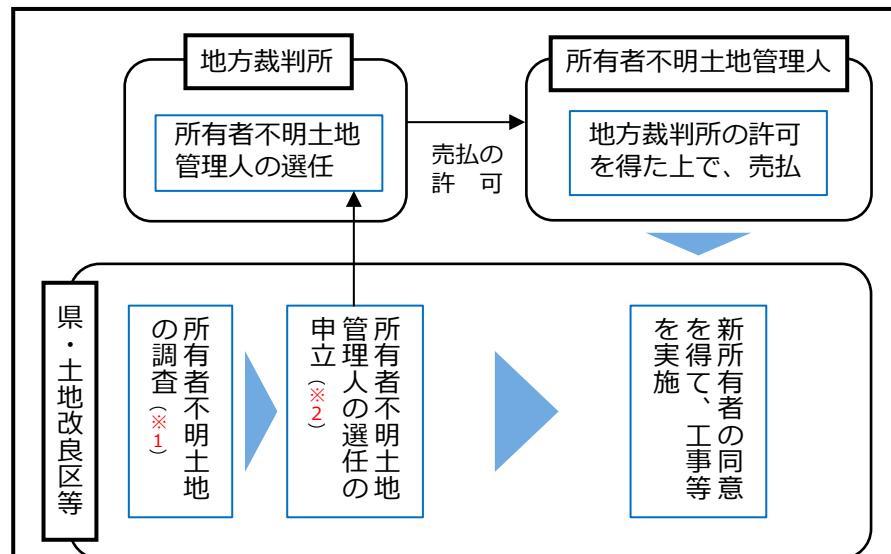
農地防災事業

農地の湛水防止、農業用ため池の改修、地すべり対策等



排水機場 ため池 地すべり対策

〈農地整備事業の実施に伴う所有者不明土地解消の例〉



※1 土地登記簿、戸籍、住民票等を確認し、土地の権利関係を調査。当該調査に当たっては、[国（農林水産省）の補助を活用した調査が可能](#)であるほか、法務省が実施する[長期相続登記等未了土地解消事業を活用した調査が可能](#)。

※2 所有者不明土地管理制度の手続に当たり、農林水産省においては、当該制度の周知徹底を図っているほか、[国（農林水産省）の補助が活用可能](#)。

參考資料

食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）（抄）

2 食料自給力の確保

（2）サステナブルな農業構造への転換に向けた具体的取組

① 地域計画を核とする取組

ア 地域計画に基づく担い手の育成・確保

（略）

その際、**地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を推進することを基本としつつ**、農業を副業的に営む経営体など多様な農業者が農地の保全・管理に一定の役割を果たしながら、地域において自立的・持続的に農業生産が行われるようにすることを通じ、農地の保全や集落機能の維持を推進する。

また、担い手への円滑な経営継承に取り組むとともに、農業教育の充実等を通じた農業内外からの幅広い新規就農者の育成・確保に向けた総合的な支援、法人参入の促進、所有者不明農地の解消等を推進する。

こうした取組の推進に当たっては、地域計画をベースとして、地域が自らの実情を客観的に捉え直す必要があり、国は地方機関との緊密な連携の下、**市町村における地域計画の継続的なブラッシュアップや実現に向けた取組をpush型で支援する**。また、農業委員会及び農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、農協、土地改良区等の関係機関に加え、地域のその他の団体・関係者も一体となって地域計画の実現に向けた取組を実施できるよう後押しする。

イ 地域計画の分析・検証と適正な農地利用の在り方の検討

（略）

このため、これらの状況を念頭に置きつつ、2025年度以降、策定された地域計画により地域の農地利用の実態が明確になることから、国のリーダーシップの下、地域計画の分析・検証を行い、適正な農地利用の在り方について検討し、その結果を踏まえ、必要に応じて制度・事業等の見直しを実施する。

その際、適正な農地利用に当たっては、全ての品目で農地の集約化が有効であるとともに、品目別の団地化が重要である。このため、**地域計画の分析による農地の集約化の状況把握とこれまでの取組の在り方を踏まえた課題抽出**を行い、農地の集約化がより効果的に促進されるよう、必要な対応を進めるとともに、**集約化の進捗率を定量的に評価するための手法を実装する**よう検討を行う。

（略）